

農業委員会定例会 10月

1. 開催日時 令和5年10月20日 午後2時00分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 6番委員
4. 議事日程
 - (1) 審議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）
 - 議案第3号 非農地証明願承認について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
 - 議案第5号 農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外）について
 - 議案第6号 農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分の変更）について
 - 議案第7号 農業経営改善計画認定の審査について
5. その他
6. 会議の概要

事務局長

ただいまから定例会を開催したいと思います。
議事につきましては、会長に進行をお願いします。

議長

(会長あいさつ)

本日の議事録署名人ですが、12番委員、2番委員をお願いします。
議案の審議に入る前に、先月保留としました案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(本日配付議案確認依頼)

先月保留となった案件は、[]による農地法第3条の規定による許可申請と[]による農地法第5条の規定による許可申請で、[] []を行うための転用申請でした。公図上、申請地の間に[] []がありますが、現地は草木が生い茂っており実際に確認できないため、所有者に依頼をして事前に刈り取ってもらい[]に杭を打ってもらいました(別紙写真参照)。

転用を行う、[]については、草木を刈り取った後、盛土はせず均して水平にし、北東側車両の進入路のみ盛土で造成し、土留めとして、コンクリート擁壁を行う予定です。

先週、事務局、会長、地元委員で現地確認を行っています。

議長

地元委員さん、この件について意見はありますか。

9番委員

事務局と会長と一緒に見してきました。公図上、[] []があるが、これは今回の[]に取り込まれてないか証明が欲しい。また、[]と[]が隣接する場所も土が流れないか証明が欲しい。

議長

[]に関しては農業委員会とは関係がなく管財の担当である。証明は出せないが、私が(管財係に)事情を聞いて来月説明することによろしいか。また、[]との境界に関しては、土留めのためにコンクリート擁壁するなどの図面を再度提出してもらう形にしたらどうか。

9番委員

説明や図面をみて納得できるなら構わない。取り込んでいたり、土留めしていなかったりしたら、責任は誰になる。

■■■■の■■■■が譲り受け、申請地では■■■■を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 2 番委員 ■■■■の会社の■■■■の資材置場に隣接していて、■■■■に買ってほしいと依頼があったようです。問題はないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■■■■の■■■■所有の■■■■畑 811 m²について■■■■の■■■■が、■■■■にするための転用申請となっています。
■■■■は、■■■■に申請地を貸借し、■■■■として使用させることとしています。当社は主に■■■■の仕事を受注しており、業務の受注量から考えて、■■■■が不足している状況です。会社がある場所は手狭であり、進入用道路も狭いため申請地を■■■■として使用することとしています。しかしながら、既に平成30年頃から一部を■■■■として使用しており、無断転用でありますので、始末書の提出も受けています。
転用に係る造成については、北西側及び南西側に1.3m程度のコンクリート擁壁を設置し、建設残土で1.3m程度の盛土を行う計画になっています。また、雨水については自然浸透により排水する計画となっています。
申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無い

と判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 場所は、国道沿い、昔の■■■■の横となっております。■■■■が既に使用しており、始末書も出ているということで問題はないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第2号(農地法第5条の規定による許可申請)の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■■■■在住の■■■■■所有の■■■■畑 375㎡ について■■■■の■■■■が、■■■■を建築するための転用申請となっております。
■■■■は現在、■■■■で、■■■■で暮らしていますが、■■■■であり、■■■■に預けている。今回■■■■、子どもの面倒を見てもらうために■■■■を建築することとしています。
転用に係る造成については、北側に0.8m程度のコンクリート擁壁を設置し、花崗土による0.1m程度の盛土を行う計画となっております。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも南東側道路側溝に排水する計画となっております。
申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

8番委員 []は、[]で、近くで土地を探していたようです。そこに[]が土地を売りたいということでお話があったとのことで、問題はないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第2号(農地法第5条の規定による許可申請)の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、[]在住の[]所有の[]畑 182㎡ について[]の[]が、[]を建築するための転用申請となっています。
[]は現在、[]で暮らしています。[]は、島外で暮らしており、月1回程度帰ってきています。子どもが帰ってくる際、現在の住宅では狭く、駐車スペースも2台分しかないため、今回自宅前の申請地に離れとして[]を建築することとしています。
転用に係る造成については、北側、西側及び南側に0.8m程度のコンクリート擁壁を設置し、花崗土による0.1m程度の盛土を行う計画となっています。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも南東側道路側溝に排水する計画となっています。
申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

8番委員 これも[]の案件ですが、[]は[]に住んでい

ます。■■■■を建築するというので、問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（（非農地証明願承認）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■■■■在住の■■■■、■■■■在住の■■■■、
■■■■在住の■■■■所有の

■■■■畑 508㎡ について
長年に渡り耕作放棄状態が続き、自然潰廃したため農地として復旧することが困難となったものです。自然潰廃し、かなりの年月が経っているため、非農地証明できるものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2番委員 場所は、■■■■になっています。ずっと荒れているので、新しい人が購入するのかわかりませんが、綺麗になることはいいことだと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■■■■在住の■■■■所有の

畑 448 m² について
の が、新たに借り受けるものです。
申請地では、 を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっ
ています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 ここは、元々、 が借りて耕作していたところですが、今回
 が借りたいとのことで、借りてやってみて、うまくいけば、購入も
視野に入れているようです。問題はありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり
とします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、 在住の 所有の
 田 726 m²
 田 622 m²
の計2筆1,348 m²について
の が、新たに借り受けるものです。
申請地では、 を栽培する計画で、期間は3年間の賃貸借となっていま
す。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

7番委員 []が元々耕作していましたが、先日亡くなりまして、誰かやってくれる人はいないかということで、近所に住んでいる[]がやろうという話になりました。特に問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、[]在住の[]所有の
[]田 400㎡ について
[]の[]が新たに借り受けるものです。
申請地では、[]を栽培する計画で、期間は2年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

7番委員 先ほどの場所の近くなんですが、[]が借りるということで、たくさん借りて管理できるのかと思うところもありますが、問題はありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番と5番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

4番は、[]在住の[]所有の

[] 田 677 m² について

5番は、[]在住の[]所有の

[] 田 329 m² について

[]の[]が再度貸し受けるものです。

申請地では、[]を栽培する計画で、期間は2年3月間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について意見はありますか。

10番委員

[]は、隣接している農地で[]をしています。今回の申請地も既に[]が植わっています。問題はありません。

議長

この件について、何か意見はありますか。

委員一同

審議する。

議長

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

6番は、[]在住の[]所有の

[] 畑 259 m² について

（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[]の[]に貸し付けるものです。

申請地では、[]を栽培する計画で、期間は5年8月間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし

ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 既に■■■■■■■■■■が借りていて■■■■■■■■■■も植わっております。
問題はありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の7番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 7番は、■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■所有の
■■■■■■■■■■ 宅地（現況：畑） 408 m²
■■■■■■■■■■ 畑 778 m²
■■■■■■■■■■ 畑 588 m²
の計3筆1,774 m²について
（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■に貸し付けるものです。
申請地では、■■■■■■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっております。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さんはお休みです、■■■■■■■■■■の案件ですが、自宅の近くで■■■■■■■■■■をまたやろうということで問題ないと思います。
この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第5号（農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■■■■在住の■■■■■所有の

■■■■■畑 433㎡ について

■■■■■の■■■■■が、■■■■■を建築するための農用地区域からの除外となっています。

■■■■■は、現在、■■■■■で、■■■■■で暮らしていますが、■■■■■を控えており、生活の拠点を固めようと■■■■■を建築することとしています。

計画地の選定にあたっては、現在■■■■■に通っており、その近隣にある本申請地が最適地として選定されたようです。

申請地は1方が宅地と山林に、もう1方の一部が宅地に、に接しており、申請地の農振除外によって、他の農地の利用への支障はなく、周辺農地及び土地利用の状況等を勘察しても特に問題はないものと判断されます。

議長 所有者の■■■■■んからお話がありました。■■■■■が■■■■■で■■■■■ということで、今回の申請となりました。問題はないと思います。この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第6号（農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分の変更））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■■■■■在住の■■■■■所有の

■■■■■畑 512㎡ について

■■■■■を建築するための、農地から農業用施設用地への用途区分の変更となっています。

■■■■は、現在、■■■■に申請地を農地機構を介して貸借しています。今回、■■■■が■■■■を実施するにあたり、■■■■を建築することとしています。

計画地の選定にあたっては、自宅から近く、■■■■に隣接して車両の進入も容易にできる申請地が最適地として選定されたようです。農業上の用途区分の変更によって、他の農地の利用への支障はなく、周辺農地及び土地利用の状況等を勘察しても特に問題はないものと判断されます。

なお、農振法施行令第10条第1項第4号「農業上の用途区分の変更で、変更に係る土地の面積が1ha以下である者の場合」、軽微な変更となり知事協議や意見聴取が不要となります。また、農地法施行規則第29条第1号に「耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地（2アール未満のものに限る。）をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合」は転用許可が不要となっているため、この案件については、農業委員会にて承認を得るのみということになります。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

11番委員 ■■■■が去年借りた時から■■■■を飼っていて、今回■■■■増やすみたいです。大口の取引があるのではなく、あくまで個人のお客さんらしいですが、■■■■を増やすことで、■■■■ことが目的のようです。問題はないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 協議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会では承認するものとします。
次に、議案第7号（農業経営改善計画認定の審査）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号は、■■■■の■■■■の農業経営改善計画認定の申請となっております。■■■■は新規の申請となります。

本計画作成にあたっては、普及センターの指導を受け作成したものとなっています。

それでは、計画について説明します。■■■■は、■■■■、■■■■
■■■■を栽培しております。

経営改善の方向の概要としては、現状は個人事業主として就農し、経営の状況を見据えながら法人化を目指すとのことです。

目標所得は■■■■、目標労働時間は■■■■となっています。現在、■■■■、■■■■生産していますが、5年後は経営規模の拡大等により、■■■■、■■■■
■■■■を生産する計画となっています。

生産方式の合理化については、現状、作付してまだ樹齢の若い■■■■が多いので収量が少ないため、土壌の保全を兼ねて草生栽培に取り組むとともに、冬季剪定に注力し、安定した収量の確保及び低樹高な樹形の維持に努めます。

経営管理の合理化については、現状は、経理処理すべてを自分で行っているため、税理士等に一部依頼していくことにより、経理事務処理の簡素化及び委託を行います。

農業従事者の態様については、従事者が本人1名だけで、怪我やトラブル時に業務に支障が出やすい状況なため、臨時雇用を増やし、就農意欲のある若年者の雇用を図るとしています。

以上のことから、妥当な計画と考えられます。

議長

先ほどの担い手部会でもあがりましたが、経営者1人でここまで広げてきました。■■■■に住んでいますが、ほとんど■■■■で耕作しております。イタリアの方から収穫機を3台購入して、アルバイトを雇いながら収穫を行う予定のようです。若く新規就農で5年目でこれだけ増やしてきました。今後認定農業者として立派な■■■■後継者になると思います。農業委員会としては承認でよろしいでしょうか。

委員一同

協議する。

議長

協議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会では承認するものとします。

議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。

それでは、藤本一弥職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理

先日は各地区でお祭りがにぎやかに開催されまして、もう秋真っ盛りというところになってこうかと思います。

オリーブの収穫についても、今一番忙しいと。

またそれ以外の荷重、みかん等についてもこれから収穫期を迎えるということで、そういう忙しい時でございましたが、ご出席いただきましてありがとうございます。

以上をもちまして、定例会を閉会とさせていただきます。これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後3時00分

議 長 会長

議事録署名人 1 2 番

議事録署名人 2 番